

令和7年度答申第10号
令和7年6月12日

諮問番号 令和7年度諮問第10号（令和7年5月21日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 社会復帰促進等事業としての労災就学援護費不支給決定に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

1 本件審査請求の骨子

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）29条1項2号に基づく社会復帰促進等事業としての労災就学援護費の支給を求める申請（以下「本件申請」という。）をしたのに対し、A労働基準監督署長（以下「処分庁」という。）がこれを不支給とする決定（以下「本件不支給決定」という。）をしたところ、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

2 関係する法令の定め

（1）労災保険法29条1項は、政府は、労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）の適用事業に係る労働者及びその遺族について、社会復帰促進等事業として、同項各号に掲げる事業を行うことができる旨規定し、同項2号は、業務災害、複数業務要因災害及び通勤災害（以下「業務災害等」と

いう。)を被った労働者(以下「被災労働者」という。)の療養生活の援護、被災労働者の受ける介護の援護、その遺族の就学の援護、被災労働者及びその遺族が必要とする資金の貸付けによる援護その他被災労働者及びその遺族の援護を図るために必要な事業を掲げている。

そして、労災保険法29条2項は、前項各号に掲げる事業の実施に関して必要な基準は、厚生労働省令で定める旨規定している。

- (2) 上記(1)の委任を受けて、労働者災害補償保険法施行規則(昭和30年労働省令第22号。以下「労災保険法施行規則」という。)32条は、労災保険法29条1項2号に掲げる事業として、労災就学援護費、労災就労保育援護費、休業補償特別援護金及び長期家族介護者援護金の支給を行うものとする旨規定する。

労災保険法施行規則33条1項柱書きは、労災就学援護費は、同項1号から5号までのいずれかに該当する者に対して、支給するものとする旨規定し、同項2号は、遺族補償年金、複数事業労働者遺族年金又は遺族年金を受ける権利を有する者のうち、労働者の死亡の当時その収入によって生計を維持していた当該労働者の子(当該労働者の死亡の当時胎児であった子を含む。)で現に在学者等であるものと生計を同じくしている者であって、当該在学者等に係る学資等の支給を必要とする状態にあるものと規定する。また、同条3項は、同条1項及び2項に定めるもののほか、労災就学援護費の支給に関し必要な事項は、厚生労働省労働基準局長が定める旨規定する。

3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

- (1) B(以下「本件労働者」という。)は、C社Dに就労していた者であるが、令和2年10月22日、停車中の車両内で練炭を用いて死亡した。

(精神障害の業務起因性判断のための調査復命書)

- (2) 本件労働者の遺族である審査請求人は、令和4年12月22日、処分庁に対し、遺族補償年金の支給の請求をするとともに、審査請求人の子3名(長男、次男及び三男)に係る本件申請をした。

(遺族補償年金支給請求書、労災就学等援護費支給・変更申請書)

- (3) 処分庁は、令和6年5月13日、上記(2)の遺族補償年金の支給の請求に対して、「本件、労働者・B様の死亡に係る遺族請求につきましては、発病前おおむね6か月の間に、客観的に当該精神障害を発病させることとなるおそれのある業務による強い心理的負荷があったとは判断できないため、

労働基準法施行規則別表第1の2第9号に定める「人の生命にかかる事故への遭遇その他心理的に過度の負担を与える事象を伴う業務による精神及び行動の障害又はこれに付随する疾病」とは認められないことから、不支給と決定しました。」との理由を付して、遺族補償年金の不支給決定（以下「本件遺族補償年金不支給決定」という。）をし、同月16日付けの通知書を審査請求人に送付した。

（労働者災害補償保険年金・一時金給付等不支給決定通知書（遺族補償年金支給請求に係るもの））

(4) 処分庁は、令和6年5月13日、本件申請に対して、備考欄に「遺族補償年金の請求において業務上の傷病と認められず不支給と決定したため」との理由を付して、本件不支給決定をし、同月16日付けの通知書（以下「本件通知書」という。）を審査請求人に送付した。なお、本件通知書には、在学者1として審査請求人の長男、在学者2として審査請求人の次男が記載されていたが、在学者3は空欄であり、審査請求人の三男は記載されていなかった。

（本件通知書）

(5) 審査請求人は、令和6年6月14日付けで、E労働者災害補償保険審査官（以下「本件労災保険審査官」という。）に対し、本件遺族補償年金不支給決定についての審査請求（以下「別件審査請求」という。）をした。

（労働保険審査請求書（本件遺族補償年金不支給決定に係るもの））

(6) 審査請求人は、令和6年7月16日、審査庁に対し、本件不支給決定を不服として、本件審査請求をした。

（審査請求書）

(7) 審査請求人は、令和6年11月28日付けで、労働保険審査会に対し、本件遺族補償年金不支給決定についての再審査請求をした。

（再審査請求書）

(8) 審査庁は、令和7年5月21日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却すべきであるとして、本件諮問をした。

（諮問書、諮問説明書）

4 審査請求人の主張の要旨

業務起因性を否定した処分庁の判断に不服があるため、本件不支給決定の取消しを求める。

（審査請求書）

第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の判断は、おおむね以下のとおりであり、審理員の意見もこれと同旨である。

- 1 本件不支給決定は、審査請求人の子に係る本件申請に対して行われたものであることから、審査請求人が、「労災就学等援護費支給要綱」（「労災就学援護費の支給について」（昭和45年10月27日付け基発第774号労働省労働基準局長通達（以下「局長通達」という。））の別添。以下「本件要綱」という。）に定める労災就学援護費の支給対象者と認めることができるか否かを判断する必要がある。
- 2 本件要綱の3の（1）ロは、支給対象者の要件として、「遺族補償年金受給権者のうち、労働者の死亡の当時その収入によって生計を維持していた当該労働者の子（当該労働者の死亡の当時胎児であった子を含む。）で現に在学者等であるものと生計を同じくしている者であって当該在学者等に係る学費の支弁が困難であると認められるもの」と規定する。

このように、労災就学援護費の支給対象者となるためには、遺族補償年金受給権者と認められる必要があるところ、審査請求人は、遺族補償年金の不支給決定処分がされているから、労災就学援護費の支給対象者とは認められない。

- 3 よって、本件不支給決定は違法又は不当なものとは認められないことから、本件審査請求には理由がなく、棄却されるべきである。
- 4 なお、処分庁は、審査請求人の子3名（長男、次男及び三男）に係る本件申請に対して、審査請求人の子2名（長男及び次男）に係る本件不支給決定を行った理由について、審査請求人の三男は、本件労働者の死亡年月日時点で満5歳の未就学児であり、調査において、審査請求人が「就労のため当該要保育児を保育所、幼稚園等に預けている者」と確認できなかったことから、本件通知書において三男の記載を省略し、通知した旨を回答している。

しかしながら、局長通達の記の2（9）において、「援護費は、年金たる保険給付の支給事由が発生した時に在学者等がなかったが、その後子供が小学校に入学する等の事情によって支給申請があれば支給することとする。」と規定されており、本件申請時（令和4年12月22日受付）において、三男は既に小学校に入学していることが確認できることから（在学証明書）、本件通知書において三男の記載を省略した点は、妥当ではなく、処分庁は、三男を在学者として記載した労災就学等援護費不支給決定通知を審査請求人に送付すべきで

あった。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

(1) 本件では、令和6年7月16日に審査請求が行われているが、本件諮問（令和7年5月21日）までに約10か月の期間が経過している。特に、審理員意見書の提出（同年3月17日付け）から本件諮問までに約2か月の期間を要しており、審査庁においては、手續の迅速化を図ることが求められる。

(2) 審査請求人は、令和6年6月14日付けで、本件遺族補償年金不支給決定を不服として、本件労災保険審査官に対し、別件審査請求をした後、同年11月28日付けで、労働保険審査会に対し、本件遺族補償年金不支給決定についての再審査請求をしている（上記第1の3の（5）及び（7））。この点について、本件諮問に係る審査庁の諮問説明書においては、本件の経緯として上記の別件審査請求の事実につき記載があったが（諮問説明書第1の2の（1）のオ）、再審査請求については記載がなく、審査庁は、本件諮問に際し、別件審査請求及び再審査請求に係る資料を提出しなかった。当審査会においては、かねて、審査庁に対し、当審査会に諮問をするに当たって、迅速かつ適正な調査審議の実現のため、関連する申請に対する処分が行われている場合などには、事案の経緯の裏付けとなる資料の添付をするよう要請してきているところ、労災就学援護費の支給を受けるためには、遺族補償年金等の支給決定を受けていることが前提になるから（上記第1の2の（2）及び後記2）、別件審査請求及び再審査請求は、本件審査請求に密接に関連するものであり、別件審査請求及び再審査請求に係る資料は、本件諮問において当然提出すべきものである。そこで、当審査会は、審査庁に対し、別件審査請求及び再審査請求に係る資料の提出を求めざるを得なかった。

審査庁においては、当審査会の上記の要請の趣旨を踏まえ、本件のような事案を当審査会に諮問をするに当たっては、必要な関係書類の添付漏れの防止に十分な配慮が望まれる。

(3) 上記（1）及び（2）で指摘した点以外には、本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手續に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件不支給決定の適法性及び妥当性について

労災保険は、労働者の業務災害等に対して迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行い、あわせて、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働

者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生の確保等を図ることにより、労働者の福祉の増進に寄与することを目的としており（労災保険法1条参照）、社会復帰促進等事業は、保険給付を補完するものとして制度が設けられている。そして、労災就学援護費の支給は、労災保険法29条1項2号に規定する「被災労働者」の遺族の援護を図るために必要な事業として行われるものである。したがって、労災就学援護費は、上記のような社会復帰促進等事業の制度の位置づけ及び労災保険法29条1項2号の規定の文理から、業務災害等を被ったと判断された「被災労働者」の遺族として保険給付としての遺族補償年金等の支給決定を受けている者でなければ、その支給を受けられないことになる。労災保険法施行規則33条1項2号が労災就学援護費の支給対象者につき遺族補償年金等を受ける権利を有する者と定めているのは、この趣旨を表したものと解される。

そうすると、審査請求人は、死亡した本件労働者の遺族であるが、本件労働者の死亡については、業務災害と認定することができないとして、本件遺族補償年金不支給決定がされており（上記第1の3の（3））、審査請求人は、労災保険法施行規則33条1項2号に規定する遺族補償年金等を受ける権利を有する者に当たらないから、労災就学援護費の支給対象者に該当するとはいえない。

この点に関し、審査請求人は、本件審査請求の理由として、本件労働者の死亡の業務起因性を否定した本件不支給決定の判断に不服があると主張しているところ、遺族補償年金を含む労災保険の保険給付と労災就学援護費を含む社会復帰促進等事業に係る上記のような制度の構造に照らし、上記の主張は、遺族補償年金不支給決定についての審査請求の理由としては適切であるが、その支給決定がされていないことから前提を成す要件が欠けるとしてされた労災就学援護費不支給決定（本件不支給決定）についての審査請求に関するものとしては、結論に影響するものとはいえず、採用することができない。

以上によれば、本件不支給決定に違法又は不当な点は認められない。

3 付言

(1) 本件通知書の記載の不足について

本件申請は審査請求人の子3名（長男、次男及び三男）に係るものであったのに対し、処分庁は、審査請求人の子2名（長男及び次男）に係る不支給決定のみを記載した本件通知書を送付した。

この点につき、前記第2の4のとおり、審査庁は、本件通知書において三男の記載を省略した点は妥当ではなく、処分庁は、三男を在学者として記載した労災就学等援護費不支給決定通知を審査請求人に送付すべきであった旨指摘している（審理員意見書も同様の指摘をしている。）。

労災就学援護費は、在学者等の人数に応じて支給額が決定される性質のものである（労災保険法施行規則33条2項各号）から、処分庁においては、申請のあった在学者等ごとに支給要件を具備するか否かを検討し、その結果を審査請求人に通知しなければならない（本件要綱の7の（1）のホは、労災就学等援護費支給・変更申請書の提出を受けた労働基準監督署長は、その内容を検討の上、支給・不支給又は変更の決定を行い、その旨を申請をした者に通知する旨定めている。）。よって、処分庁は、審査請求人の子3名に係る労災就学等援護費支給・変更申請書の提出を受けたのであるから、三男が小学校に入学していることが確認できるか否かにかかわらず、3名に係る不支給決定を行い、その旨を審査請求人に通知すべきであったところ、三男の記載を欠く本件通知書を送付したことは相当でない。

審査庁においては、今後、同様の問題が生じないよう対策を講じるべきである。

（2）処分の理由の記載について

本件通知書には、「備考欄」に不支給決定の理由として「遺族補償年金の請求において業務上の傷病と認められず不支給と決定したため」と記載されているが、これだけでは処分の名宛人が不支給決定の理由を正しく理解することは困難であるといわざるを得ない。本件のように、処分庁が、労働者の遺族からの労災就学援護費の支給申請に対し、申請者が保険給付としての遺族補償年金の支給決定を受けている被災労働者の遺族には該当しないとして不支給決定をする場合には、労災就学援護費の支給要件（申請者が遺族補償年金の支給決定を受けている被災労働者の遺族であること、すなわち、遺族補償年金の手続で、労働者の死亡が業務上の事由による死亡と認められるとの判断がされ、遺族補償年金の支給決定がされていることが前提となっていること）を明示した上で、申請者がこの支給要件に該当しないことを具体的に示し、申請者が不支給決定の理由を正しく理解することができるように提示する必要がある。そして、そうすることは、労災就学援護費の不支給決定を不服とする審査請求の審理手続における争点の明確化につながるとともに、簡易迅速かつ公正な手続の下で国民の権利利益の救済を図るという行政

不服審査法（平成26年法律第68号）の目的（同法1条1項）にも資することになると考える。

当審査会は、本件と類似の事案に係る過去の答申（令和3年度答申第23号、令和4年度答申第65号、令和5年度答申第56号、令和7年度答申第6号ほか）において、不支給決定の理由提示の在り方について改善する必要があることを指摘しており、審査庁においては、労災就学援護費の不支給決定について、適切な理由の記載を徹底することが強く望まれる。

（3）処分の理由の記載欄について

労災就学援護費の支給に係る事務処理を定めた本件要綱は、「労災就学援護費を変更又は不支給とする場合には、「労災就学等援護費支給変更・不支給通知書」（様式第2号）に当該決定の理由を付記する、又は、理由を明記した別紙を添付して通知すること。」と定めている（7の（1）のホの（二））ものの、「労災就学等援護費支給変更・不支給通知書」（様式第2号）（以下「本件通知書様式」という。）に「理由欄」は設けられていないし、「当該決定の理由」を本件通知書様式のどこに記載するのかも定めていない。

そして、本件通知書にも「理由欄」はなく、「備考欄」に「遺族補償年金の請求において業務上の傷病と認められず不支給と決定したため」と記載がされている。本件通知書において、上記（2）に述べたように、不支給決定の理由が十分に提示されていないのは、本件通知書様式に「支給変更・不支給の理由」欄が設けられていないことにその一因があるとも考えられる。

当審査会は、累次の答申（令和3年度答申第23号、同第59号、令和6年度答申第59号、令和7年度答申第6号ほか）において、労災就学援護費の不支給決定通知書に、その理由が提示されず、又は十分に提示されていないのは、本件通知書様式に「支給変更・不支給の理由」欄が設けられていないことにそもそもの原因があると考えられることから、関連する様式の速やかな改善が望まれる旨指摘している。

審査庁においては、本件通知書様式等について、速やかに改善すべきである。

4 まとめ

以上によれば、本件不支給決定が違法又は不当であるとはいえず、本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委	員	田	澤	奈	津	子
委	員	下	井	康		史
委	員	羽	田	淳		一